

## 優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦要領

### (目的)

第1 かながわブランドの振興を図るため、県内で生産されている食品（かながわブランド登録品等の地域の特性を生かして生産される食品をいう。以下「食品」という。）の中で、製造・加工に関する新技術等による品質の向上及び地域で生産される農林水産物の加工利用の面等において、特に優れた成果を挙げたものを選定し、一般社団法人食品産業センターが主催する「優良ふるさと食品中央コンクール」に県代表として推薦する。

### (募集)

第2 募集期間、募集方法及び応募要件等は、別途「優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦品募集要領（以下「募集要領」という。）」で定める。

### (設置)

第3 かながわブランド振興協議会設置要領第10の規定に基づく専門委員会として、「優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦品審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

※審査対象食品に関する使用原材料の配合割合等の情報が含まれるため、審査会是非公開とする。

### (審査委員)

第4 審査委員は、別途「優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦品審査規程（以下「審査規程」という。）」で定める。

2 審査委員長は、環境農政局農水産部農政課長とする。

### (審査方法)

第5 提出された申請書は、募集要領に定めた要件に合致するかをかながわブランド振興協議会事務局が確認し、要件を満たした対象食品を審査会において審査する。

2 審査会は、提出された申請書等に対する書面審査及び当該食品の試飲・試食による官能審査を行う。

3 採点については、審査規程で定めた審査基準による「採点表」で絶対評価を行い、その合計得点が最も高い対象食品を「優良ふるさと食品中央コンクール」に県代表として推薦する。

4 最も高い得点を得た食品が、審査後に「優良ふるさと食品中央コンクール」への推薦を満たしていないことが判明した場合、繰り上げの推薦は行わない。

### (雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦に

関して必要な事項は、審査委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月27日から施行する。